

地震保険と一九七八年宮城県沖地震

特集・地震保険の改定

リスト

1979.8.15 (No.698)

一 地震の概要と被害概況
一九七八年六月一二日一七時一四分ごろ、宮城県沖（北緯三八度〇九分、東経一四二度一〇分、震源の深さ四〇キロメートル）にマグニチュード七・四の地震が発生し、東北地方を中心に北海道の中央部から中部地方にかけてと近畿、中国地方の一部で地震を感じた。最大有感距離は約八二〇キロメートルに及び、最大震度は大船渡、仙台、石巻、福島、新庄で5であった。この地震による津波が北海道から関東地方の太平洋沿岸で観測されたが、その高さの最高は東北地方の太平洋沿岸で一四ないし三〇センチメートルと小さかったため、津波被害の発生はなかつた。しかし、内陸部では宮城県を中心にして、建物、道路の損壊などの被害宮城県が最も顕著で、死者二七人をはじめとして、建物、道路の損壊などの被害総額は約二、七〇〇億円（七月二〇日現

在宮城県集計）に達した（気象庁技術報告第九五号）。国土庁の発表によると一般

の被害状況は次表（表1）の通りである。
表1中、火災の発生が一二件示されて
いるが、これらはいずれも、消防機関の
すばやい対応にくわえ地域住民の適切な
行動により、大事に至らなかつた。

従つてこの度の地震災害は、津波や火
災の被災を殆ど伴わない、わば「損壊
盤の軟弱な沖積層平野や丘陵地に造成さ
れた住宅団地などに、建物をはじめ道
路、橋梁等の公共土木施設や電気、ガス、
水道等の公益施設あるいは商工業関係に
よるもので、機械文明に支えられてい
る都市生活、都市機能に対する衝撃は大

きかつた。中でも住宅の被害は、同県内で全壊一、三七七戸、半壊六、一七一戸

を数え、さらに一部損壊の一〇万五、三二七戸をあわせて一三万二、八七五戸に達し、非住家被害建造物なども四万三、二三八戸と多かつた。地域別では特に仙台市とその周辺地域及び県北の栗原、登米地方に被害が集中したといえる。仙台市内の旧市街地域は比較的地震の強いところから被害も軽微であったが、沖積層平野部と周辺の丘陵地に広がる新興住宅団地に被害が顕著にみられ、人工地盤の亀裂、崩壊による家屋損壊などは、従来の震災にはあまりみられなかつた例でもあり、都市防災における貴重な教訓を残した。また県北の栗原、登米地方では、低

地盤による大きな揺れは、室内の重い冷蔵庫までも動かし、家具、本棚などの転倒とともに食器などのガラス製品が破損、

地震の大好きな揺れは、室内の重い冷蔵庫まで動かし、家具、本棚などの転倒とともに食器などのガラス製品が破損、機能が停止したところもあった。この接合部分がえぐられ、給排水施設などに被害が見られ、一時マンションの生活機能が停止したところもあった。

地盤の軟弱な沖積層平野や丘陵地に造成された住宅団地などに、建物をはじめ道路、橋梁等の公共土木施設や電気、ガス、水道等の公益施設あるいは商工業関係によるともに食器などのガラス製品が破損、散乱し、身の寄せどころもないほどの状態だったが、その揺れも階層の高い方に震動の加速が増幅し、上層部ほど散乱状態が激しかった（宮城県・一九七八年宮城県沖地震の概況）。

なお、表1が示す通り、この地震災害

のため、七、七七八世帯が罹災し、そのうち宮城県下にあっては七、六九二世帯

を数えている。それがため地震発生の六

高層住宅いわゆるマンションの大型化、高層化が進み、仙台においても一階以上のマンションが一四棟を数え、これに十勝沖や新潟地震では経験しなかつた新しいタイプの被害をもたらした。マンションの被害はひどく、そのほかのマンションについても被害は大きかった。

が、自然堤防の背湿地で軟弱地盤に建てたマンションの被害はひどく、そのほ

堀 村 勝 美

表 1

| 区分 | 県 | 計 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 東京 | 神奈川 |
|---------|-------|--------|---------|--------|---------|-----|-----|-------|-----|
| 人 | 死者 | 28 | | 27 | | | 1 | | |
| | 行方不明 | | | | | | | | |
| | 負傷 | 11,028 | 11 | 10,962 | | 1 | 49 | 3 | 2 |
| 建物 | 全壊 | 棟 | 1,383 | | 1,377 | | 6 | | |
| | 半壊 | " | 6,238 | 7 | 6,171 | | 60 | | |
| | 失火 | " | | | | | | | |
| | 焼却 | " | | | | | | | |
| | 床上浸水 | " | 3 | | 3 | | | | |
| | 床下浸水 | " | 2 | | 2 | | | | |
| | 一部破損 | " | 127,464 | 468 | 125,322 | | 1 | 1,672 | |
| | 非住家被害 | " | 44,165 | 429 | 43,238 | | 2 | 496 | |
| 罹災世帯数 | 世帯 | 7,778 | 7 | 7,692 | | | 79 | | |
| 罹災者数 | 人 | 29,736 | 31 | 29,386 | | | 319 | | |
| 耕地埋没 | ha | 267.4 | 205.7 | 61.2 | | 6.5 | | | |
| 畑地埋没 | " | 0.1 | 0.1 | | | | | | |
| 清掃施設 | か所 | 44 | 4 | 37 | | | 3 | | |
| 港湾 | " | 85 | | 83 | | | 2 | | |
| 道路損壊 | " | 2,350 | 156 | 2,154 | 3 | 6 | 31 | | |
| 橋りょう | " | 255 | 13 | 236 | | 1 | 5 | | |
| 病院 | " | 171 | 26 | 119 | | | 26 | | |
| 山(崖)くずれ | " | 476 | | 453 | | 9 | 14 | | |
| 鉄軌道被害 | " | — | | 全線 | | | | | |
| 火災 | 件 | 12 | 1 | 11 | | | | | |

月一二日から同月二二日までの間に仙台市、登米郡迫町、同郡米山町、遠田郡牛田町、桃生郡鳴瀬町、泉市の各市町に、災害救助法が適用され、避難場所の設置、炊出しその他のによる食品の給与、

応急仮設住宅の設置等各種の救助活動が実施せられた。

二 損害の処理

一九七八年五月末現在の地震保険契約

表 2

| 地名 | 件数 | 保険金額(千円) | 件数 | 保険金(千円) |
|-----------|--------|------------|-----|---------|
| (①宮城県)仙台市 | 45,933 | 59,521,663 | 141 | 195,819 |
| 泉市 | 4,212 | 5,578,898 | 20 | 37,200 |
| 石巻市 | 3,296 | 4,645,166 | 5 | 3,180 |
| 名取市 | 1,312 | 1,398,949 | 2 | 2,760 |
| 古川市 | 1,212 | 1,641,608 | 1 | 2,400 |
| 白石市 | 936 | 1,034,478 | 1 | 2,400 |
| 桃生郡 | 495 | 656,565 | 3 | 1,350 |
| 宮城郡 | 1,345 | 1,956,447 | 2 | 4,800 |
| 登米郡 | 643 | 710,044 | 6 | 5,460 |
| 遠田郡 | 507 | 764,667 | 2 | 1,350 |
| 小計 | 59,891 | 77,908,485 | 183 | 256,719 |
| ②(福島県)福島市 | 9,065 | 11,163,695 | 3 | 740 |
| ③(岩手県)金石市 | 4,008 | 4,622,923 | 2 | 420 |
| 合計(①+②+③) | 72,964 | 93,695,103 | 188 | 257,879 |

算定会統計53年5月末現在

| | | | |
|----|----|-----|---------|
| 内訳 | 建物 | 183 | 251,709 |
| | 家財 | 5 | 6,170 |

統計によると、東北六県の契約高は、約二九万件、保険金額三、三三七億円であつて（損害保険料率算定会）、そのうち、被害地域に関する契約としては、宮城県（六市、四郡部）、福島県（福島市）、岩手県（釜石市）の合計で概ね七万件、

保険金額九〇〇億円が見込まれた。こうした状況に鑑み、損害業界においては損害処理の万全確保を期し、損害処理主管店となった仙台支店へは、各保険会社とも本店から応援要員を派遣する等損害処理体制の整備を図り、損害の調査に備えた。一方、日本損害保険協会仙台地方委員会においても、地震相談（一般相談・苦情処理）業務を開始した。損害調査は地震翌日の一三日から開始されたが、その調査内容については後述のように「全損害」という条件のもと調査件数もしばられ、結局、現場対応ケース、三〇〇件、うち損害の程度（ボーダーラインに近いもの）により「現場調査」を必要としたケース九四〇件、その結果、有責処理ケース一八八件という結果に終わ

1979.8.15 (No.698)

つた。そしてこれらの調査は、一部を残し六月末日までにはその殆どを終えた。被害地域別地震保険契約高並びに全損処理ケースは表2を参照。

なおこの中で「生活用動産」についての支払い（全損）は、僅かに五件、六一七万円に止まっており、被災状況の割に全損になつたものが少なかつたため、損害が分損状態に止まつていた保険契約者等から、「担保条件」についてきびしい批判のあつたところであるが、こうした実態は、この度の地震災害が、前にも触れた通り「損壊型」に止まつていたからものであり、これが火災特に延焼火災を誘発したような地震災害となると、問題は自ら変わってこよう。いずれにせよ比較的の発生度の高い中小地震の災害の場合を考慮し、その担保条件について、問題性を改めて見直すことは意義があろう。

三 地震保険への批判

これよりさき、保険契約者等から電話による「照会」や「損害の通知」が各保険会社（代理店を含む）に殺到し、おびただしい数ののぼり対応にいとまない状況を呈した。照会等の内容は、「全損のみ担保」の条件を不知のものが多く、また「生活用動産」の損害についてのものが多くを占めた（保険会社としては契約締結後、保険証券の送付とともに約款をも送付している）。そしてこれらのう

ち、損害のてん補対象からはずされた多くの保険契約者等から、契約締結時ににおける保険会社側の商品内容特に担保条件の説明不足、更には商品内容そのものについて（特に農協共済のそれとの比較をふまえ）、不平、不満の声が大きくながり、こうした空気は更に損害の調査が進むにつれて広まり、被災者、各団体から関係方面、特に損保業界に対し地震保険の改善を指向して、要望運動が起こされるまでになった。それら要望事項中、主たるものは、(1) 分損担保の導入、(2) 保険金額の制限の引上げ、(3) 生活用動産とりわけマンション内収容動産担保条件の改善、(4) 契約締結における商品内容特に担保条件についての十分なP.R.、(5) 「査定基準」の公表化、(6) 公的有資格者による鑑定等があげられている。

四 地震保険と農協共済の自然災害

担保

損保における支払いは前出の表2の通り、合計一八八件で二億五、七八七万九、〇〇〇円に止まっており、これは後述のよう農協共済の自然災害担保における支払いより件数、金額において遙かに少ない。そしてまた、前述の「不満」の中でも、商品内容に関するものは農協共済のそれとの比較からくるものであることは否めないので、次に農協共済における自然災害担保との比較に触れてみよう。

この点について、共済保険研究会「共済と保険」（第二〇巻第八号）中、地震保険と建物更生共済の自然災害担保において、次のように述べている。即ち、今年になって地震保険の支払対象となる地震が二度、一月（伊豆大島近海地震）と六月（宮城県沖地震）に発生した。そして前者は二三件三、四四〇万円、後者は一六四件二億三、一〇〇万円の支払いをした。これに対し農協共済の建物更生共済は、その自然災害担保によりそれぞれ八億八、〇九四万円、二八億九、八一七万円（七月一九日現在）を支払った。件数では後者において損保の一六四件に対し農協共済は一万五五九〇件をかぞえている。まさに件数は九五対一、金額は一一対一である。この大きな開きは①契約書及状態の相違（宮城県下の地震保険七万三、〇〇〇件、建物更生共済一五万件）、②地震保険は全損（損害八〇%以上）だけに支払いを限つて、他の保険金総支払限度額（一兆二、〇〇〇億円）、等制限的に決められており、これらはすべて「地震保険に関する法律（昭和四一年法律第七三号）及びその関係法令に定められている。

かくして、今次地震について、損保の地震保険と農協共済の自然災害担保との比較については、農協と損保との体质的相違を考えてみなければならない。即ち、損保の場合は、いわゆる「都市型」といわれるよう、大都市を中心として都市部に契約が密集しており、地震保険においてもその例外ではない。その傾向については次表（表3）参照。表3は、地震発生の五三年六月末現在における全保険と建物更生共済の自然災害担保において、次のように述べている。即ち、今月（宮城県沖地震）に発生した。そして前者は二三件三、四四〇万円、後者は一六四件二億三、一〇〇万円の支払いをした。これに対し農協共済の建物更生共済は、その自然災害担保によりそれぞれ八億八、〇九四万円、二八億九、八一七万円（七月一九日現在）を支払った。件数では後者において損保の一六四件に対し農協共済は一万五五九〇件をかぞえている。まさに件数は九五対一、金額は一一対一である。この大きな開きは①契約書及状態の相違（宮城県下の地震保険七万三、〇〇〇件、建物更生共済一五万件）、②地震保険は全損（損害八〇%以上）だけに支払いを限つて、他の保険金総支払限度額（一兆二、〇〇〇億円）、等制限的に決められており、これらはすべて「地震保険に関する法律（昭和四一年法律第七三号）及びその関係法令に定められている。

かくして、今次地震について、損保の地震保険と農協共済の自然災害担保との比較については、農協と損保との体质的相違を考えてみなければならない。即ち、損保の場合は、いわゆる「都市型」といわれるよう、大都市を中心として都市部に契約が密集しており、地震保険においてもその例外ではない。その傾向については次表（表3）参照。表3は、地震発生の五三年六月末現在における全保険と建物更生共済の自然災害担保において、次のように述べている。即ち、今月（宮城県沖地震）に発生した。そして前者は二三件三、四四〇万円、後者は一六四件二億三、一〇〇万円の支払いをした。これに対し農協共済の建物更生共済は、その自然災害担保によりそれぞれ八億八、〇九四万円、二八億九、八一七万円（七月一九日現在）を支払った。件数では後者において損保の一六四件に対し農協共游は一万五五九〇件をかぞえている。まさに件数は九五対一、金額は一一対一である。この大きな開きは①契約書及状態の相違（宮城県下の地震保険七万三、〇〇〇件、建物更生共済一五万件）、②地震保険は全損（損害八〇%以上）だけに支払いを限つて、他の保険金総支払限度額（一兆二、〇〇〇億円）、等制限的に決められており、これらはすべて「地震保険に関する法律（昭和四一年法律第七三号）及びその関係法令に定められている。

かくして、今次地震について、損保の地震保険と農協共済の自然災害担保との比較については、農協と損保との体质的相違を考えてみなければならない。即ち、損保の場合は、いわゆる「都市型」といわれるよう、大都市を中心として都市部に契約が密集しており、地震保険においてもその例外ではない。その傾向については次表（表3）参照。表3は、地震発生の五三年六月末現在における全保険と建物更生共済の自然災害担保において、次のように述べている。即ち、今月（宮城県沖地震）に発生した。そして前者は二三件三、四四〇万円、後者は一六四件二億三、一〇〇万円の支払いをした。これに対し農協共済の建物更生共済は、その自然災害担保によりそれぞれ八億八、〇九四万円、二八億九、八一七万円（七月一九日現在）を支払った。件数では後者において損保の一六四件に対し農協共游は一万五五九〇件をかぞえている。まさに件数は九五対一、金額は一一対一である。この大きな開きは①契約書及状態の相違（宮城県下の地震保険七万三、〇〇〇件、建物更生共済一五万件）、②地震保険は全損（損害八〇%以上）だけに支払いを限つて、他の保険金総支払限度額（一兆二、〇〇〇億円）、等制限的に決められており、これらはすべて「地震保険に関する法律（昭和四一年法律第七三号）及びその関係法令に定められている。

表3 地震保険契約統計表(53年6月末現在損害保険料率算定会統計)

| 地方委員会 | 管轄都道府県 | 契約件数(件) | % | 総保険金額(千円) | % |
|---------|--------------------------|-----------|------|---------------|------|
| 札幌 | 北海道 | 243,354 | 4.4 | 301,170,007 | 3.9 |
| 仙台 | 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 | 292,683 | 5.3 | 338,434,389 | 4.3 |
| 新潟 | 新潟 | 75,406 | 1.4 | 75,814,462 | 1.0 |
| 東京 | 東京 | 1,417,875 | 25.8 | 2,142,803,248 | 27.5 |
| 横浜 | 神奈川 | 597,228 | 10.8 | 890,738,342 | 11.4 |
| 関東 | 茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・長野・山梨 | 830,450 | 15.1 | 1,191,108,477 | 15.3 |
| 静岡 | 静岡 | 174,939 | 3.2 | 224,567,041 | 2.9 |
| 金沢 | 富山・石川・福井 | 85,935 | 1.6 | 102,343,188 | 1.3 |
| 名古屋 | 岐阜・愛知・三重 | 366,995 | 6.7 | 532,779,937 | 6.8 |
| 京都 | 滋賀・京都・鳥取・島根 | 109,604 | 2.0 | 160,646,935 | 2.1 |
| 大阪 | 大阪・和歌山・奈良 | 527,640 | 9.6 | 741,650,687 | 9.5 |
| 神戸 | 兵庫・岡山 | 207,188 | 3.7 | 311,026,101 | 4.0 |
| 広島 | 広島・山口 | 121,766 | 2.2 | 167,469,215 | 2.2 |
| 高松 | 徳島・香川・愛媛・高知 | 102,828 | 1.9 | 137,408,613 | 1.8 |
| 福岡 | 福岡・佐賀・長崎・熊本 大分・宮崎・鹿児島 | 340,851 | 6.2 | 448,527,149 | 5.8 |
| 沖縄 | 沖縄 | 6,862 | 0.1 | 12,977,820 | 0.2 |
| 全 国 合 計 | | 5,501,604 | 100 | 7,779,465,611 | 100 |

| | 都府県 | 契約件数(件) | % | 総保険金額(千円) | % |
|-----|--------------------------|-----------|------|---------------|------|
| 首都圏 | 東京・埼玉・群馬・栃木・茨城・千葉・神奈川・山梨 | 2,814,578 | 51.2 | 4,184,314,596 | 53.7 |
| 近畿圏 | 京都・大阪・滋賀・三重・兵庫・奈良・和歌山・福井 | 850,294 | 15.5 | 1,215,822,693 | 15.6 |

注) 全国を100%とした場合の割合

部長
損害調査部損害調査
日本損害保険協会

鴻 常夫・竹内昭夫編

商法(総則・商行為)判例百選

一は企業組織に関する通則的規定であり、一は企業取引に関する法として、商法の基本部分を成す商法総則・商行為法の両分野の大審院および最高裁判所の重要な判例100を精選、各テーマに造詣の深い執筆者が解説した基本判例集成

別冊JURIST 49号 B5判 210頁 850円 有斐閣

五 地震保険改定要望の高まり
しかしながら一面、社会問題として一般災害対策の気運の高まりつつある現状、各方面から地震保険制度の改定を望む声は熾烈であり、地元の宮城県からも以下掲げるようにその抜本的改正が要望されている。「今回の地震災害においては、地震保険制度に問題があった。地震灾害は、天災としてあきらめ、個人が復旧に当らなければならぬ」という個人災害的

色彩が非常に強い。個人災害復旧には公的補償がないため、被災者は、加入している地震保険に望みをつないだ。しかし支払対象が全損に限られるなど、支払条件は、非常に厳しく、支払金額も火災保険に付帯する損害保険金額の三割以内が一七〇件二億四、四〇〇万円(八月一五日現在)で、最高限度額が住宅の場合二四〇万円、家財の場合一五〇万円になつて、これに基づく県内の保険金の支払いが、非常に厳しく、支払金額も火災保険に付帯する損害保険金額の三割以内

と最高限度額の引上げなど、抜本的な改修、不満が殺到した。個人災害的性格が強い地震災害にあっては、この地震保険制度における保険金の支払条件の緩和と最高限度額の引上げなど、抜本的な改修などに対しては、五パー セント以上が強いため、被災者は、加入しておらず、地震保険に対する加入者からの苦情、不満が殺到した。個人災害的性格が強い地震災害にあっては、この地震保険制度における保険金の支払条件の緩和

と最高限度額の引上げなど、抜本的な改修などに対しては、五パー セント以上が強いため、被災者は、加入しておらず、地震保険に対する加入者からの苦情、不満が殺到した。個人災害的性格が強い地震災害にあっては、この地震保険制度における保険金の支払条件の緩和

と最高限度額の引上げなど、抜本的な改修などに対しては、五パー セント以上が強いため、被災者は、加入しておらず、地震保険に対する加入者からの苦情、不満が殺到した。個人災害的性格が強い地震災害にあっては、この地震保険制度における保険金の支払条件の緩和

による改定要望の声は、中央でも取り上げるところとなり政治理題化する中で、NHKの総合テレビ(七月一五日、くらしの経済)においてもその問題点が全国に放映されかくて地震保険改定への要望は、澎湃たるものとなつた。

(ほりむら・かつみ
日本損害保険協会
損害調査部損害調査
部長)